

食安輸発0604第3号
平成24年6月4日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産山椒の果実のアフラトキシン)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号（最終改正：平成24年6月1日付け食安輸発0601第1号）に基づき実施しているところです。

このたび、輸入時のモニタリング検査の結果、中国産花椒において食品衛生法違反の事例があり、当該食品が山椒の果実として届出された事例が認められたことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、アフラトキシンのモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成24年6月4日	中国	山椒の果実及びその加工品 (山椒の果実を30%以上含有するものに限る。)	アフラトキシン